

2023年9月28日

解決基本要

ノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連絡会議

はじめに

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟について、大阪地方裁判所は、2023年9月27日、128名中128名全員を水俣病と認める判決を下した。

今後、熊本地方裁判所で1405名中144名について2024年3月22日、新潟地方裁判所で150名中47名について同月頃、東京地方裁判所で86名について2025年以降に判決が言い渡される見込みである。

平均年齢70歳を超える原告らは、被告らの徹底抗戦のため、10年以上にわたり訴訟遂行を余儀なくされており、上級審でさらに訴訟が継続することになれば、原告らの多くは、生きているうちの救済が困難となる。

すべての水俣病被害者を早期に救済するため、解決基本要を提示する。

原告の早期救済

(1) 基本要

- ① 謝罪
- ② 療養費の自己負担分の支給
- ③ 療養手当の支給
- ④ 賠償一時金の支給
- ⑤ 訴訟遂行費用の支給

(2) 救済対象の要件

- ① 不知火海沿岸（一部山間部を含む）もしくは阿賀野川流域に居住し、不知火海産もしくは阿賀野川産の魚介類を喫食していたこと
- ② 四肢末梢優位もしくは全身性の感覚障害が認められること

(3) 和解

提出書証をふまえた裁判所の所見を尊重して早期に和解する。

すべての被害者救済

- (1) 不知火海沿岸もしくは阿賀野川流域に居住歴を有する住民（転出者・転入者を含む）の健康調査をすみやかに実施する。
- (2) 上記「原告の早期救済」に準じた恒久的な救済制度を確立する。